

〔基本的な考え方〕

- 豪雨や災害並みの猛暑から府民の安全安心を守るため、防災や気象緩和など、「森林や都市の緑の有する公益的機能」を維持増進して以下の対策を緊急かつ集中的に実施。府民の安全安心を守るとともに、猛暑対策を全国に先駆けて推進することにより、万博開催やインバウンド増加を見据えた「環境先進都市大阪」のアピールにもつなげる。
  - 九州北部豪雨等で得られた新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策を継続して実施
  - 多くの人々が暑くても屋外で待たざるを得ない駅前広場のバス停等における熱中症の発症リスクを軽減するため、都市緑化を活用した猛暑対策を実施
- そのために必要な財源を確保するため、「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」を改正し、森林環境税を延長。

事業規模(概算)  
約45億円

超過課税実施期間  
令和2年度～5年度

① 新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策

事業規模 約30億円

〔背景〕

○九州北部豪雨(平成29年7月)や西日本豪雨(平成30年7月)等における被災地の調査などにより得られた新たな知見\*を踏まえた土石流・流木対策を実施する必要性の高まり  
\* 新たな知見：流域内の凹地形において発生した崩壊が、溪流沿いの立木や土砂を巻き込みながら流下を続け被害を拡大

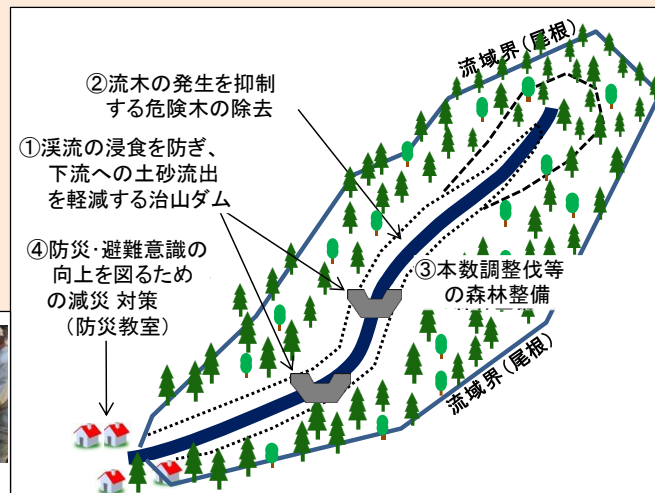
凹地形とは  
・明瞭な流路を持たない谷頭部の集水地形や谷地形など地下に浸透した雨水が集まりやすい地形(崩壊発生源や土石流の流下区間となる)

〔対象〕

○56箇所  
\*4年以内に全ての事業に着手

〔対策〕

- ① 治山ダムの整備
- ② 流木の発生を抑制する危険木の除去
- ③ 本数調整伐等の森林整備
- ④ 地域住民の防災意識・避難意識の向上を図るための減災対策(防災教室の開催など)



〔効果〕

○府民の生命・財産への災害の未然防止、災害発生による経済損失の回避

② 都市緑化を活用した猛暑対策

事業規模 約15億円

〔背景〕

○災害並みの猛暑による府民の健康被害を軽減する必要性の高まり  
 <大阪府における熱中症救急搬送人員数>  
 ・2017年：3,590人(うち1名が死亡) ⇒ 2018年：7,138人(うち12名が死亡)  
 <1千人あたりの熱中症救急搬送人員数>  
 ・大阪府は東京都の1.57倍(2016～2018年の累計)

〔対象〕

○駅前広場等 約150～200箇所  
 ・対策実施事業者(市町村や公共交通事業者など)を公募の上選定し、補助金を助成して支援(1,500万円を上限に事業費の全額を助成[アクセスが制約される駅改札内は半額助成])

〔対策〕

○駅前広場のバス停等で、市町村やバス事業者、駅ビル所有者などが連携して、都市緑化を活用した猛暑対策に取り組めるように誘導・支援



〔効果〕

○熱中症の発症リスクの低減



駅前広場のバス停等、暑くても屋外で多くの人が待たざるを得ない場合での対策(イメージ)  
(まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂[一部加工])

対策の概要

改正内容

	徴税期間	加算額	税収見込み	用途(概算事業費)	備考
現行	平成28年度   令和元年度	300円/人・年度	約11億円/年 (約45億円/4年)	○自然災害から府民の暮らしを守る(約30億円) * 危険な溪流における土石流・流木対策 * 主要道路沿いにおける倒木対策 ○健全な森林を次世代につなぐ(約15億円) * 林業の自立化に向けた持続可能な森づくりの推進 * 木育や木材利用の推進による府民理解の向上	○新たな知見に基づく対策に移行して継続実施 ○令和元年度末までに対策を完了 ○国の森林環境税・森林環境譲与税(参考①)により市町村が主体となって対応(間伐、担い手の確保)
改正案	令和2年度   令和5年度	同上	同上	○自然災害から府民の暮らしを守る 〔災害の防止〕 新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策(約30億円) 〔暑熱環境の改善〕 都市緑化を活用した猛暑対策(約15億円)	

スケジュール(案)

- 令和元年9月府議会  
・改正条例案の提案
- ▽
- 府民・市町村への周知
- ▽
- 令和2年4月からスタート

〔参考①〕 国の森林環境税・森林環境譲与税の概要

〔目的〕 温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた森林整備の推進  
 〔納税者〕 国内に住所を有する個人  
 〔税率〕 年額1,000円(国税として課税し、市町村が個人住民税と併せて徴収。)  
 (課税は復興特別税の徴税終了後の令和6年度から(恒久的)。市町村及び都道府県への譲与は令和元年度から。)  
 〔用途〕 ・市町村：森林整備及びその促進に関すること(間伐や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発など)  
 ・都道府県：市町村の支援(森林整備や木材利用への技術的支援、情報提供など)

災害防止のためのハード整備には活用不可

〔参考②〕 他自治体の状況

全国37府県1市が県民税等の均等割の超過課税により森林保全や都市緑化等の施策に充当  
 (県民税均等割等の超過税額)  
 ・個人 300円～1,200円上乗せ  
 ・法人 5%～11%上乗せ